

高齢者向けの教室を充実

町の高齢者福祉計画が新しく始まります。また、国の介護保険制度が改正され、介護保険料も新しくなります。 問合せ 福祉課 ☎内線 232～4



介護予防運動教室

スポーツクラブのように自分にあった運動で、健康を維持しませんか？

日時 4月～9月の毎月第4日曜日、13時～15時30分の間で1時間30分

場所 デイサービス葉山フットパワー（長柄8-3）※駐車場はありません。

対象 要支援・介護を受けていない65歳以上で、毎月参加できる人

費用 無料 **定員** 30人（先着順） **持ち物** 動きやすい服装、飲み物

申込み 福祉課 ☎内線 232～234 **締切** 4月17日（金）

※接骨院のマッサージ師もいます。身体の痛みなどの無料相談も受け付けます。

認知症診断サイト

物忘れか認知症かを簡単にチェックできるウェブページができます！町HPトップの右にある画像を押すと、診断サイトにつながります。家族みんなで活用してみましよう。



緊急通報システム

一人暮らしの65歳以上で安否確認が必要な人に無償で貸し出していたシステムの対象者を拡大します。世帯全員が75歳以上で一人が要介護1以上などの人が新たに追加されます。申込みは福祉課（☎内線232～4）まで。



スッキリ脳の健康教室 参加者とサポーターを同時募集！！

音読や簡単な計算で脳を活性化しましょう！（教材は後期高齢者向けです）

日時 5月～10月の毎週月曜日（祝日等の場合は火曜）、10時～11時10分

場所 保健センター **費用** 無料 **定員** 15人（先着順） **対象** 50歳以上の町民

持ち物 筆記用具 **申込み** 福祉課 ☎内線 232～234 **締切** 4月17日（金）

※**学習補助のサポーター募集中！** シニア世代から学んで自分も成長したい人、認知症を学びたい人、介護に興味のある人の参加をお待ちしています！4月20日（月）10時～11時の説明会と24日（金）13時30分～17時に講習があります。

1コース約30分

定期巡回事業所

24時間・365日の定期訪問、また電話でいつでも月々定額で訪問してもらえる事業所ができました。《葉山オハナ24住宅サポート☎876-0872》



最期まで

ぎりぎりまで自宅で過ごし、最期はショートステイで看取りができるよう、町では看取りをした事業者に加算金を交付します。



■ **介護保険制度の改正**：介護保険制度の施行から15年が経ち、あと10年で団塊の世代がすべて75歳を迎えます。今回の改正では、主に次のような変更があります。詳しくは、6月号・7月号でお知らせします。



4月から

**特別養護老人ホーム
入所は要介護3以上**

※すでに入所している人や認知症で在宅生活が困難な場合などは、要介護1・2でも入所できます。

8月から

**一定所得以上の
利用者負担が2割に**

合計所得金額160万円（単身での年金収入のみで280万円）以上の利用者が対象です。

8月から

**高額介護サービス費
上限の改正**

同じ月に利用した介護サービスが一定額を超える場合のサービス費上限を44,000円とします。

8月から

**特定入所者介護の
サービス支給要件**

所得の低い人が施設サービスを利用する際に、保険給付していましたが、その要件が変わります。

新しい介護保険料（第5段階が基準額、第1段階は今後減額される予定です）



段階	対象者	年額保険料	
★1	・生活保護か老齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が町民税非課税 ・本人と世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以下	28,800円	
2	・本人と世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が120万円以下（1に該当しない）	40,320円	
3	・本人と世帯全員が町民税非課税（1・2に該当しない）	41,472円	
4	・本人は町民税非課税で、世帯の中に課税者がいて、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以下	54,720円	
5	・本人は町民税非課税で、世帯の中に課税者がいる人（4に該当しない）	57,600円	
6	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が	120万円未満	72,000円
7		120万円以上160万円未満	72,576円
8		160万円以上200万円未満	73,152円
9		200万円以上400万円未満	88,128円
10		400万円以上600万円未満	89,856円
11		600万円以上800万円未満	100,800円
12		800万円以上1,000万円未満	102,528円
13		1,000万円以上1,500万円未満	120,960円
14		1,500万円以上	122,112円

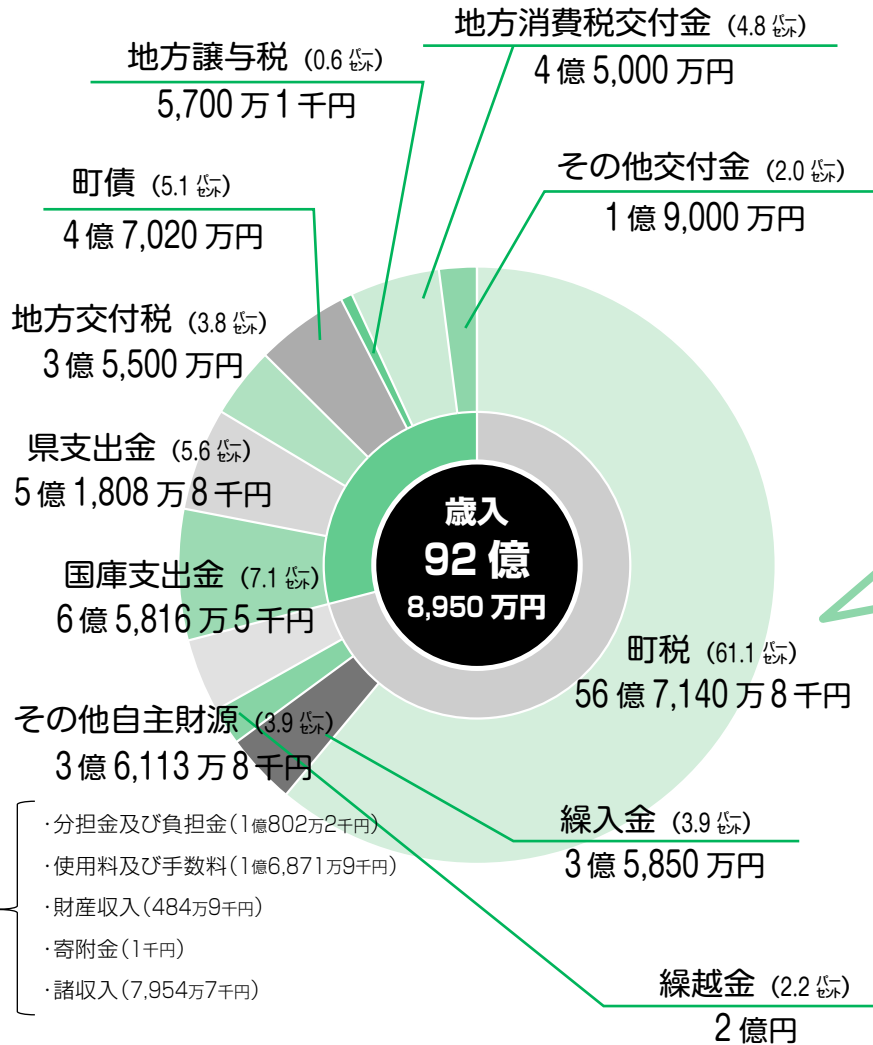
《平成 27 年度の当初予算が決まりました》

予算総額 185 億 7,494 万円

特別会計予算の歳入や歳出などを含めた詳しい予算の概要は、町役場 1 階の情報コーナーや町 HP をご覧ください。問合せ 財政課 ☎内線 321・2



一般会計歳入



予算総額

会計名	予算額	
一般会計	92 億 8,950 万円	
特別会計	国民健康保険	42 億 8,074 万 8 千円
	後期高齢者医療	8 億 5,607 万 1 千円
	介護保険	26 億 9,368 万 1 千円
	下水道事業	14 億 5,494 万円
	小計	92 億 8,544 万円
予算総額	185 億 7,494 万円	

町民一人あたりの町税額

169,276 円

(1月1日現在の住民基本台帳人口33,504人)

…自主財源 (71.1%)

町税や繰入金など自主的に収入する財源

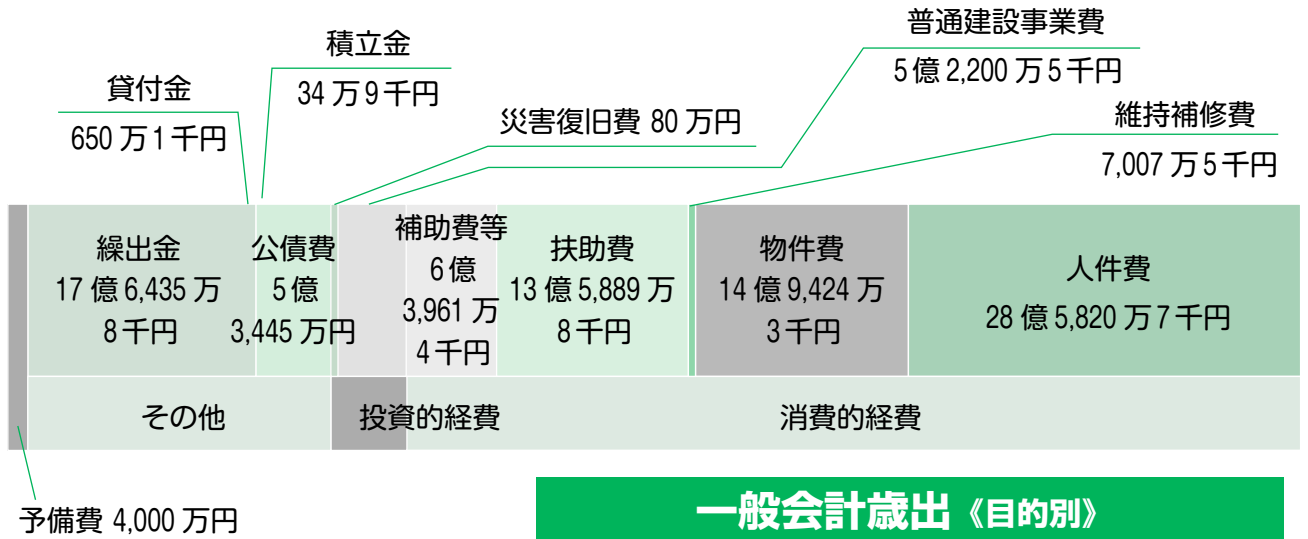
…依存財源 (28.9%)

国・県支出金や地方交付税など、国や県の基準に基づき配分される財源

用語説明

- 繰入金：基金の取崩し
- 地方交付税：所得税など国税の一定割合を地方へ交付する税
- 地方譲与税：国税として収納し、地方へ譲与される税
- 交付金：県税として収納し、その一部が市町村へ交付される税
- 町債：学校などの建設や財源不足のために国や金融機関から借り入れるお金
- 議会費：議会の運営、議員の活動にかかる経費
- 総務費：町組織の管理にかかる経費
- 民生費：子育て、障害者・高齢者福祉などにかかる経費
- 衛生費：健康づくり、ごみ処理などにかかる経費
- 農林水産業費：農業・水産業の振興にかかる経費
- 商工費：商工業の振興にかかる経費
- 土木費：道路、公園の整備などにかかる経費
- 消防費：消防・救急と防災にかかる経費
- 教育費：小中学校の管理運営、生涯学習にかかる経費

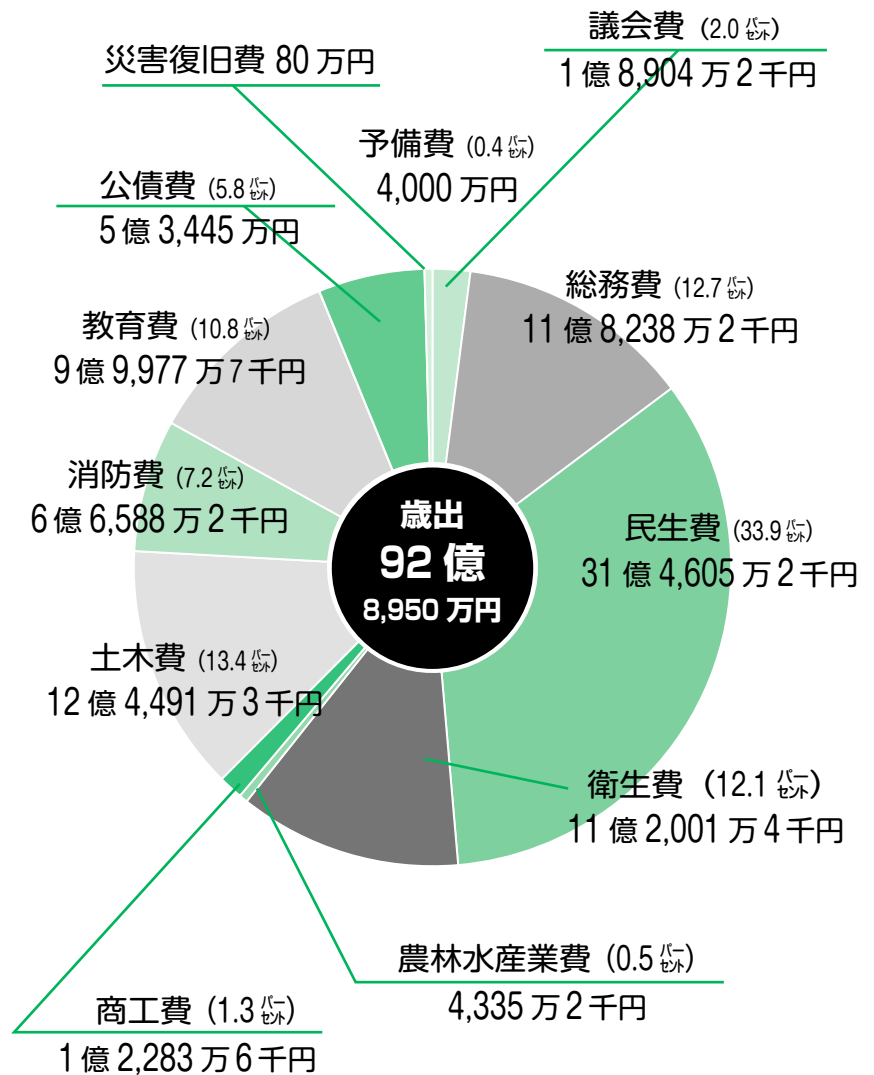
一般会計歳出《性別別》



一般会計歳出《目的別》

町民一人あたりの
一般会計予算の使い道

- *地域活動や行政運営に 40,933円
- *高齢者・障害児者・児童・母子父子家庭に 93,901円
- *保健・医療・環境保全に 33,429円
- *観光・産業の振興に 4,960円
- *道路・公園・まちづくりに 37,157円
- *救急・防災など町民の安全安心に 19,899円
- *学校・図書館・生涯学習に 29,841円
- *借金の返済に 15,952円
- *いざというときのために 1,194円



- 災害復旧費：災害により被害を受けた公共施設の現状復旧にかかる経費
- 公債費：町が借り入れた町債の元金と利子の支払いにかかる経費
- 人件費：職員の給与、議員・非常勤職員の報酬など
- 物件費：消費的性質をもつ賃金、旅費、需用費など
- 維持補修費：公共施設・設備の維持補修に必要な経費（建設にかかる経費は除く）
- 扶助費：保健、医療、福祉などの社会保障や教育に関連する給付や手当など
- 補助費等：各種団体への補助や他の地方自治体に対する負担経費
- 普通建設事業費：道路、学校、庁舎などの公共用または公用施設の整備のための投資的経費
- 積立金：計画的な財政運営を行うために各種基金に積み立てるための経費
- 貸付金：町民の福祉増進のために町が直接・間接的に貸付けを行ったための経費
- 緑出金：主に法令に基づき一般会計から特別会計に支出する経費
- 予備費：予算外の支出又は予算超過の支出にあてられたるための経費

《選挙のお知らせ》

葉山町議会議員選挙

4月26日(日)は、葉山町議会議員選挙の投票日です。
葉山町の未来のことを考えて、投票に行きましょう。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎内線440・1



神奈川県知事・県議会議員選挙は4月12日
葉山町議会議員選挙は4月26日が投票日です

あなたの1票を大切に。

投票時間は7時から20時までです

(県知事・県議会議員選挙については、町HPや3月号をご覧ください)

◆町内 10 か所の投票所

第1投票所	木古庭会館	6	堀内町民いこいの家
第2投票所	上山口会館	7	堀内会館広間
第3投票所	下山口会館	8	長柄下会館
第4投票所	旧役場跡地仮設建物	9	長柄会館大ホール
第5投票所	葉山町役場 1階ロビー	10	葉桜児童館プレイルーム

◆投票できる人

年齢・平成7年4月27日以前に生まれた人
住所・平成27年1月20日まで葉山町に住民登録(転入届)をし、3か月以上居住している人(投票日当日までに町外へ転出した人を除く)

◆投票案内

投票所入場券(ハガキ)を各世帯へ郵送します。1枚にご家族4人まで印刷されているので、切り離してお持ちください。

◆選挙公報

候補者の氏名・政見などをお知らせする「選挙公報」は、新聞折込みをします(23日を予定)。また、町内の公共施設やスーパー、金融機関などにも置いてあります。
新聞を購読していないなどで郵送を希望する人は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

◆期日前投票

仕事や旅行などやむを得な

い理由で、当日投票できない人が前もって投票できる制度です。

期間 4月22日(水)～25日(土) 8時30分～20時

場所 町消防署1階

会議室(堀内20500-10)

持ち物 投票所入場券

◆不在者投票

*1 お出かけ先で

当日や期日前投票期間中に町外へお出かけの場合、お出かけ先の選挙管理委員会に不在者投票ができます。

あらかじめ不在者投票用紙を選挙管理委員会へ請求してください(請求書の用紙は町HPからダウンロード可)。

*2 病院・施設等で

入院している病院等が指定された施設であれば、その施設で投票できます。手続きは病院・施設等に直接お問い合わせください。

*3 郵便で

身体に重度の障害がある人や要介護5以上の人は、自宅に不在者投票ができます。事前の手続きについては、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。



《町役場の組織》

町役場の窓口が変わります

広報はやま3月号でお知らせしたとおり、4月より町役場の組織が新しくなります。戸籍の届出など、受け付ける課に変更があります。詳しくは先月号の2～5ページをご覧ください。

問合せ 政策課 ☎内線331～6



戸籍や住民票、健康保険は**町民健康課**へ（役場1階）

町内会・自治会、広報・広聴に関することは**政策課**へ（役場2階）

情報公開・個人情報保護は**総務課**へ（役場2階）

交通安全や防犯は**防災安全課**へ（役場2階）

犬・猫などのペットのことは**環境課**へ（役場3階）

火災予防に関することは**消防本部予防課**へ（消防庁舎3階）

◆問合せ

課の新設・統合、位置変更や名称変更のため、内線番号に変更があります。

政策課（2階）

総合計画や人口統計、町内会・自治会、秘書・広報・広聴、協働に関すること
☎内線331～6

財政課（2階）

財政・契約に関すること
☎内線321～3

公共施設課（2階）

施設の管理に関すること
☎内線341～3

総務課（2階）

情報公開や人事、文書法制に関すること
☎内線311～8

防災安全課（2階）

防災や防犯に関すること
☎内線396・7

町民健康課（1階）

戸籍や住民票、各種届出に関すること
☎内線202～5

国民健康保険や大人の検診、健康増進に関すること
☎内線211～8

◆各種相談

困った時に専門家の意見が聞けるよう、相談窓口を設置しています。相談日は毎月「今月の相談」でご確認ください（今月は21ページ）。

1 消費生活相談

商品購入やサービス利用に関するトラブルなど

2 人権相談

差別やいじめ、虐待など

3 行政相談

道路や信号機、年金・医療保険など、国の仕事への要望や苦情

4 表示登記・測量相談

隣地との境界、土地や建物の登記や測量など

5 お住まいの相談

新築・リフォーム・耐震

6 司法書士相談

相続、成年後見、不動産登記や会社登記

7 不動産相談

契約・住宅ローンなど

8 行政書士相談

遺言、離婚手続きなど

問合せ 町民健康課

☎内線202～5